

阿波おどり会館利用料金の減免基準

阿波おどり会館条例（平成 11 年徳島市条例第 14 号）第 9 条の規定に基づく利用料金の減免基準については、次のとおりとする。

（利用料金の減免）

- 1 阿波おどり会館の施設及び付属設備の利用料金を減免する場合並びにその減免後の額は、次のとおりとする。

指定管理者が特別の理由があると認める場合

指定管理者が相当と認める額

- 2 阿波おどり会館の駐車場の利用料金を減免する場合及びその減免後の額は、次のとおりとする。

- (1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車の場合
無料

- (2) 会館の付近において、国又は地方公共団体の職員が防疫、防火又は防災の業務を行うために使用する自動車の場合

無料

- (3) その他、指定管理者が特別の理由があると認める自動車の場合

無料

（観覧料の減免）

- 3 阿波おどり会館のミュージアム観覧料を減免する場合及びその減免後の額は、次のとおりとする。

- (1) 阿波おどりミュージアムの個人観覧及び眉山ロープウェイの往復乗車の共通券により観覧する者

大人 1,130 円（高校生以上）

- (2) 阿波おどりミュージアムの個人観覧、眉山ロープウェイの往復乗車及びおどり公演の観覧の共通券により観覧する者

大人（高校生以上） 1,830 円 中学生 1,280 円 小学生 810 円

- (3) 障害者等が利用する場合

(ア) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及び当該者が付添人を必要とする場合の当該付添人（1 人に限る。）

(イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び当該者が付添人を必要とする場合の当該付添人（1 人に限る。）

(ウ) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年厚生省発児第 156 号）の規定により療育手帳の交

付を受けている者及び当該者が付添人を必要とする場合の当該付添人（1 人に限る。）

無料

- (4) のびのびパスポート実施要綱に基づく小学生、中学生及び団体見学者

無料

- (5) 招待券による入場者

無料

- (6) 観光客を伴う旅行者の添乗員

無料

- (7) 取材目的のための関係者

無料

- (8) 観光事業を目的とする国、他の公共団体及び旅行者等からの視察による場合

無料

- (9) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認め、市が承認した場合

指定管理者が相当と認める額

附 則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年 10 月 1 日から施行する。